

別表第1

(1) 撮影

【注意事項】

- ・「業として」とは、「職業又は業務（継続的な営業行為）として撮影行為を行う者」が、「職業又は業務として当該撮影行為を行うこと。」をいう。
- ・「独占利用」とは、セットや車両を設置する場合、又は、長時間、他の公園利用者を一定部分排除する行為をいう。

利用の内容	利用の詳細	独占行為	利用の位置づけ			利用の条件
			自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般広報向けパンフレットの撮影</li> <li>・企業CMのための撮影</li> <li>・カメラマンが営業行為として成人式等の撮影を行う場合</li> </ul>			○		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署が行政目的のために行う撮影</li> <li>・大学映画研究会が行う撮影</li> <li>・事実の報道を目的とした撮影</li> </ul>	公園の一部を独占利用する行為		○		<b>【審査基準】</b> ・定期的な行為でないこと
		公園を独占利用しない行為	○			事前に名古屋市に相談をすること。届出が必要な場合がある。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の趣味としての撮影</li> </ul>	公園の一部を独占利用する行為		○		
		公園を独占利用しない行為	○			

利用の内容	利用の詳細	独占行為	利用の位置づけ			利用の条件
			自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
団体写真撮影	・立ち台を常時設置している撮影				○	
	・学校の遠足における教師や、団体の一員である個人などプロでない人が撮影する場合 ・団体の一員として随行するカメラマンが撮影する場合		○			
写真撮影会	モデル撮影会 ・公園を周回しながら実施する場合 ・1箇所で開催する場合			○		
	風景撮影会	公園内にテント、受付机等を設ける場合		○		
		公園内で集合しない場合	○			事前に名古屋市に相談をすること。届出が必要な場合がある。
映画撮影 テレビ撮影	・映画撮影 ・ドラマ作品の撮影 ・教育番組の撮影 ・CMのための撮影 ・情報番組、バラエティ番組の撮影			○		
	・官公署が行政目的のために行う撮影 ・大学映画研究会が行う撮影 ・事実の報道を目的とした撮影	公園の一部を独占利用する行為		○		<b>【審査基準】</b> ・定期的な行為でないこと
		公園を独占利用しない行為	○			事前に名古屋市に相談をすること。届出が必要な場合がある。
その他の撮影行為			—	—	—	事前に名古屋市に相談すること。

※ 「報道を目的」とは、①本市又は本市の行政機関の資料などに基づいて取材をする場合  
②「開花情報」「公園内事故」「公園内施設紹介」などの公園内の施設、イベント紹介などのみを取材する場合  
③情報番組、バラエティ番組において、口頭又はキャプションにて当該公園の紹介を行う撮影をする場合

## (2) 花火

## 【注意事項】

- ・安全に十分注意すること。
- ・火の始末と火を使用した跡（もえがらなど）の処理、ごみの持ち帰りを行うこと。

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
火薬類取締法（昭和25年 法律第149号）第2条第 2項に規定するがん具煙火	火薬類取締法施行規則（昭和25 年通商産業省令第88号）第1条 の5第1号イ、ト及びチに規定す るもの  〔線香花火等手持ちの花火、煙を 出すことを主とするもの、ヘビ 玉など家族等で楽しむ程度の花 火〕	○			近隣から苦情が出た場合はただちに中止すること。
	上記以外のもの  〔小型打ち上げ花火やロケット花 火、爆竹など危険性、騒音苦情 等が予見される花火〕			○	
火薬類取締法第2条第1項 に規定する火薬類	芸能の公演等の演出効果の用に供 する花火（ステージ装飾用煙火）		○		【審査基準】 火薬類取締法上の許可等の見込があること。（許可等に当たっては、愛知県知 事、消防署、警察署との調整が必要である。）
	イベントに伴う花火		○		イベントの個別事項を参照
	花火大会（イベントの一部でない もの）			○	ただし、以前行っていた矢田川花火大会など、全市民的な行事として、本市と して位置付けがあるものについては、別途協議。

(3) スポーツ（スポーツ教室を除く）

【注意事項】

- ・モノづくり文化交流広場は、お互いに譲り合って利用することを原則とする。
- ・利用者が相互に調整して使用すること。
- ・バットの使用については危険なため、禁止。
- ・硬式ボール、準硬式ボールの使用は禁止である。

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
小学生以下又は小学生を含む親子のボールを使った遊戯	数人のキャッチボール、パスボールなど	○			広場の大きさを考慮し、他の広場利用者の迷惑になるような場所で行わないこと。また、広場の外にボールが飛び出るような場所で行わないこと。
	バットなどを使用			○	
中学生以上のボールを使った遊戯	数人のキャッチボール、パスボールなど			○	
	バットなどを使用			○	
野球、ソフトボール	練習			○	
	大会			○	

ゲートボール、グラウンドゴルフ	練習			○	
	大会			○	
ゴルフ	—			○	
次に掲げるニュースポーツ ・ペタンク ・ドッチボール ・クリケット	練習			○	
	大会		○		
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること。

## (4) スポーツ教室

スポーツ教室とは、定例的に行い、指導者を配置し、参加者から会費を徴収してスポーツを行う行為をいう。

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
スポーツ教室	サッカー教室		○		<b>【審査基準】</b> 教室の対象が小学生以下であること。 原則として、スポーツ教室としての利用は、平日で週1回であること。 教室の時間は、1日につき3時間以内であること。 使用面積は、必要最小限であること。 教室参加者からの会費が、公園使用料、講師代、スポーツ保険料、消耗品代等の実費程度であること。 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
	野球教室		○		<b>【審査基準】</b> 教室の対象が小学生以下であること。 原則として、スポーツ教室としての利用は、平日で週1回であること。 教室の時間は、1日につき3時間以内であること。 使用面積は、必要最小限であること。 教室参加者からの会費が、公園使用料、講師代、スポーツ保険料、消耗品代等の実費程度であること。 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
	サッカー教室、野球教室に伴う体験教室			○	
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること。

(5) イベント（不特定多数を対象とするもの）

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
イベント	共通事項		○		<p>■ 共通事項</p> <p>【審査基準】 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。</p> <p>■ 提出書類</p> <p>【注意事項】 事前に次の事項に基づき、名古屋市と詳細を調整すること。</p> <p>1 イベント企画書</p> <p>① 催事趣旨 ② 催事タイムスケジュール ③ 催事個別内容 ④ 催事平面図 ⑤ 仮設工作物、掲出物の仕様・内容 ⑥ 出店者名簿、出店品目 ⑦ 組織連絡網</p> <p>2 設営、撤去タイムスケジュール 3 警備計画 4 清掃計画</p>

## (6) 不特定多数を対象とする行為（入場料等をとらないもの）

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
キャンペーン	国、地方公共団体等が行うもので、キャンペーンの目的が営利性のないもの		○		【審査基準】 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣への了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
	企業PR、商品PR等のキャンペーン		○		【審査基準】 モノづくり文化交流拠点構想に合致したものであること。
コンサート	無料で行う街角ライブなど		○		【審査基準】 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣への了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
フリーマーケット				○	ただし、イベントに附属して行うフリーマーケットについては、イベントの内容の一環として承認する場合がある。
移動図書館			○		【審査基準】 広場内に車両を乗り入れる場合は、他の広場利用者の障害にならないこと。
献血			○		【審査基準】 広場内に車両を乗り入れる場合は、他の広場利用者の障害にならないこと。
募金活動				○	ただし、イベントに附属して行う募金については、イベントの内容の一環として承認する場合がある。
宗教の勧誘及び布教活動				○	
宗教活動				○	灯籠流し、クリスマスイベントなど本来宗教活動であったものが、一般的な習慣、風俗、慣習など広く市民に受け入れられるものについては、ここでいう宗教活動とはいわない。 この場合、承認対象行為となる場合がある。
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市の相談すること。



## (7) 動物を扱う行為

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
狂犬病予防集合注射				○	
金魚及び犬の品評会				○	
ふれあい動物園			○		<p>【審査基準】 前年度に承認している広場については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。</p> <p>【利用条件】 広場利用期間中、期間後のふん尿の処理を徹底して行うこと。</p>
犬の散歩			○		
ドッグラン				○	
その他上記に類する行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること。

## (8) その他

## 【注意事項】

- ・公園内の利用者、通行者の迷惑にならないこと。
- ・ゴミ等が発生する場合は、ゴミ処理をきちんとすること。

利用の内容	利用の詳細	利用の位置づけ			利用の条件
		自由 使用	承認 対象 行為	禁止 行為	
まつり、盆踊り			○		【審査基準】 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
ダンス、踊り等の練習		○			広場の大きさを考慮し、他の承認利用者の迷惑になるような場所で行わないこと。 子供たちが利用する遊具のある場所まで範囲を広げないこと。 他の利用者と競合する場合は、譲り合って使用すること。 広場内の看板により禁止している場合は行わないこと。 周りに迷惑となるような騒音を発生させないこと。 深夜には行わないこと。
気球及びバルーンに係る係留				○	ただし、イベントに附属して行う場合については、イベントの内容の一環として承認する場合がある。
集会				○	
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第164条の5に基づく街頭演説				○	
運動会				○	
運動会の練習	全体リハーサルなど独占的に使用する場合			○	

運動会の練習	上記以外の場合			○	
小中学校の体育の授業、部活動	運動場が工事等により使用できない場合			○	【審査基準】 当該運動場の有効活用、他小中学校の運動場を利用してもなお授業の場所が確保できないこと。 授業の編成を調整するなど、広場の利用が最低限であること。 近隣の了解がとれていること。 事前に、教育委員会施設課と名古屋市にて調整が終了していること。
	上記以外の場合			○	
一輪車大会				○	【審査基準】 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
一輪車の練習	全体リハーサルなど独占的に使用する場合			○	【審査基準】 前年度に承認している場合については、近隣からの苦情が少ないこと。 新たに承認する場合については、近隣の了解がとれていること。過去の経緯から支障がないこと。
	個人の練習など上記以外の場合	○			他の利用者と競合する場合は、譲り合って使用すること。
避難訓練、防災訓練				○	【審査基準】 火気使用に係る安全確保、広場内施設の保全が明確であること。 緊急時の体制が万全であること。
ヘリコプターの離発着	防災訓練において本市が防災用緊急離発着場所として名古屋空港事務所に申請している場所の場合			○	
	故障時、災害時、傷病人救急搬送時（ドクターヘリ）等における場合			○	事前の申請が不可能な場合は、事後に申請すること。
	上記に該当しない場合			○	

広場内の清掃活動（愛護会等による清掃活動は除く）	広場内にテント、受付机等を設けない場合	○			事前に名古屋市に相談をすること。届出が必要な場合がある。
	広場内にテント、受付机等を設ける場合		○		
広場外の清掃活動の拠点			○		
マラソン、ウォークラリー	集合場所・受付、スタート・ゴール場所		○		
	走路（走路として独占する場合）		○		他の広場利用者の安全を確保すること。 他の広場利用者の迷惑にならないこと。
	走路（走路として独占しない場合）	○			他の広場利用者の安全を確保すること。 他の広場利用者の迷惑にならないこと。
遠足	昼食・集合解散場所等含む。	○			
写生大会	場所を独占しない、小規模なもの。	○			
広場を集合場所のみとして使用する場合		○			事前に名古屋市に相談をすること。届出が必要な場合がある。 受付机を設ける場合又は30分以上の長時間になる場合は、行為の承認が必要である。
ラジオ体操		○			イベント的なものについては、イベントの項に基づき行う。
資源回収	学区、町内会等の地域活動		○		事前に名古屋市に相談をすること。届出が必要な場合がある。 回収日を事前に設定しておくこと。回収後の清掃をきちんと行うこと。
	上記以外			○	
凧揚げ		○			イベント的なものについては、イベントの項に基づき行う。
ラジコン飛行機				○	
どんぐり、ぎんなん、落ち葉等を拾う行為	下に落ちているものを拾う行為	○			個人が楽しむ範囲であること。
	枝についているものを落とす行為			○	

花見		○			直火は禁止である。
バーベキュー				○	
キャンプファイヤー				○	
映画会			○		【審査基準】 公序良俗に反しないこと。 他の広場利用者に迷惑となる音量を出さないこと。
講習会	区役所、生涯学習センターなどの講習会		○		【審査基準】 他の広場利用者の利用の支障がない範囲内であり、かつ、必要最小限の範囲であること。 広場で行う必然があること。 定例的な利用でないこと。
炊き出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汁かけご飯などを煮炊きし配布</li> <li>・パック入りご飯や弁当、お茶などの配布</li> <li>・理髪</li> <li>・古着の配布</li> <li>・説教や歌</li> </ul>			○	
その他の行為		—	—	—	事前に名古屋市に相談すること。